

「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について」
 （中央環境審議会水環境部会総量規制基準専門委員会報告案）に対する意見募集結果について

意見提出数： 20通

総意見数： 49件

番号	該当部		意見数	意見の概要	総量規制基準専門委員会の見解
	頁	行			
I 総量規制基準の位置付け					
1	1	21	1件	<p>現在の魚が減少し、海苔等の海藻が採れなくなった瀬戸内海の水質が、はたして良好な状態といえるのでしょうか。瀬戸内海においては、N・Pといった栄養塩類の添加が必要ではないかと考えられる。また、生活排水対策については、今後、下水処理場の高度処理の必要はなく、標準活性汚泥法で充分ではないかと考えられる。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、瀬戸内海においては透明度が良くなっており、見た目はきれいになっている。しかし、無機態窒素の減少が著しく（添付資料：12月中旬における明石海域の無機態窒素量〈注：掲載省略〉）、プランクトン相が小型珪藻から大型珪藻に変わったことや、無機態窒素減少による海苔の色落ち被害が深刻なものとなっている。海苔の色落ちは、特に平成15年頃より被害が大きくなっており、生計が成り立たず生産者が大幅に減少した。この色落ち被害が大きくなった時期と添付資料の無機態窒素量が減少した時期が概ね一致することがわかる。今回添付で示した海域はまだ比較的無機態窒素の多い所であり、その他海域ではこれ以上に低いベースとなっている。 <p>また、漁船漁業では、無機態窒素の減少により動物性プランクトン等の餌が沸かないため、船曳漁であるイカナゴやちりめん（カタクチイワシ）は不漁が続いており、その他魚などの資源も少なく、漁獲量が大きく減少している。このままの状態が続けば、瀬戸内海における水産業の崩壊はそう遠くない状況まできている。</p> <p>このような現状の中、漁業者は海苔養殖における色落ち被害軽減のため、海底耕耘（鉄製の桁を曳いて海を耕し、底質改善や有機態窒素を無機態窒素に変える）、兵庫県、国土交通省協力による河川水（ダム）の放水、ため池の底浚い、施肥（自己努力による養殖施設での栄養塩添加）など経費を使って涙ぐましい努力を行っているが、色落ち被害は後を絶たない。</p>	<p>ご指摘の箇所については、平成22年3月の中央環境審議会答申「第7次水質総量削減の在り方について」（以下、「在り方答申」という。）の内容を引用しているところであり、当該箇所を踏まえて、環境省と関係省庁が連携し、閉鎖性海域対策に適切に取り組んでいくものと考えます。</p> <p>なお、環境省からは、在り方答申を踏まえて、富栄養化が解消された閉鎖性海域における栄養塩類の管理のあり方等について検討しているところと聞いています。</p>

番号	該当部		意見数	意見の概要	総量規制基準専門委員会の見解
	頁	行			
				<p>今後豊かな海を戻すため、窒素・リンの総量規制、さらなる栄養塩（N・P）の添加を行い、基礎生産力（栄養塩が豊富で、餌の湧く、魚や藻場が繁茂する、海苔が採れる海）のある海に戻していかないと瀬戸内海の未来は見えてこない。このような理由により水質レベルとしては平成10年くらいの水準に戻していくべきと思う。</p> <p>大阪湾については、神戸空港と関空を結ぶ線を境に、大阪湾の西と東で大きく環境が違う。東部海域においては指摘の通り、更なる栄養塩の抑制が必要であるが、兵庫県側の淡路島東部海域においては、無機態窒素の減少が見られることから、播磨灘同様に豊かな海の創生に向けた栄養塩添加が必要であると思われる。</p>	
2	1	31	1件	<p>「第7次水質総量削減の在り方について（在り方答申）」で示された「事業場」以外の「生活系」「小規模事業場および未規制事業場」「農業」「養殖業」の汚濁負荷削減対策について、進捗の数値化、報告、フォローをすべき。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 生活系汚濁負荷量の全体に占める割合が依然として大きいと考えられるため。 	<p>ご指摘の箇所については、在り方答申の内容を引用しているところであり、当該箇所を踏まえて、環境省と関係省庁が連携し、閉鎖性海域対策に適切に取り組んでいくものと考えます。</p>
3	2	21	1件	<p>干潟・藻場の保全・再生、底質環境の改善等の施策を着実に実施すべき。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 指定水域の水質改善のためには、自然浄化機能や多様な生物循環機能の再生を図ることも重要である。 	

番号	該当部		意見数	意見の概要	総量規制基準専門委員会の見解
	頁	行			
Ⅱ 総量規制基準の適用					
1 指定地域内事業場に対する法の適用					
			なし		
2 総量規制基準値の算出方法					
			なし		
Ⅲ 総量規制基準の設定方法を定めるに当たって考慮すべき事項					
			なし		
Ⅳ 総量規制基準の設定方法の検討					
1 時期区分の検討					
			なし		
2 業種等の区分の検討					
			なし		

番号	該当部		意見数	意見の概要	総量規制基準専門委員会の見解
	頁	行			
3 C値の範囲の検討					
4	6	7	2件	<p>現状よりも悪化させないという趣旨であることから、国が現状の設定値を変更する必要はないと考える。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が規制値を都府県の最大値まで引き下げるとは、都府県の規制の更なる不要な強化につながる恐れがある。 	<p>在り方答申では、東京湾等については、さらに水環境の改善を進める必要があり、指定地域内事業場に係る負荷量に関しては、処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要があるとされたところであり、本委員会では、この在り方答申を踏まえ、現状よりも悪化させない等の観点から検討対象業種等を抽出し、実態を勘案して、見直し案を作成したところです。</p>
5	6	7	2件	<p>国の定める範囲以下に設定している都府県の上限値まで国の範囲（の上限）を下げる必要はない。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に現時点でも今までの国による法改正、各関係都府県は総量削減計画の設定、また条例による総量規制値（Co値）の設定により、汚濁負荷の低減がはかられている。また、都府県において、一度設定したCo値を緩めることは考えにくく、そのような状況において、現状非悪化については担保されるものと考えられる一方、国が都府県の定めるC値に近づけるといことは、一層の規制強化を求めるように映り、都府県が定めるC値の変更（強化）に繋がるため。 	
6	7	4	1件	<p>水質汚濁防止法第29条にて、地方公共団体が条例で必要な規制を定めることを妨げるものではないと規定されているが、今般の見直しの実施に当たっては通知等で各自自治体の解釈や運用に食い違いがないよう工夫すべき。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Coの上限値が都道府県のCo値の最大値より大きい業種」について「都道府県が設定したCo値の最大値まで引き下げる」とある。この表現だけでは、都道府県に「上乗せ分が圧縮された」と感じさせ、「非悪化」の主旨であるのに、意図しない更なる規制強化につながるおそれがあると考えられるため。 	<p>今回の見直しは、在り方答申を踏まえ、現状よりも悪化させない等の観点から行うものです。</p> <p>各都府県では、環境大臣が総量規制基準のC値の範囲を定めた後、その範囲内で各都府県で適用するC値を設定することとなります（このC値は水質汚濁防止法第4条の5に基づき定められるものであり、水質汚濁防止法第29条に基づいて定めるものではありません）が、その際、在り方答申や本報告書案の趣旨に十分留意し、かつ、各事業場の実態を十分把握したうえで、適切なC値の設定が行われるよう、VIとして、「都府県が総量規制基準を定める際の留意事項」について記載したところです。</p> <p>なお、環境省が、今後、第7次水質総量削減に必要な手続きを進めていく中で、各都府県に対し、本検討結果の趣旨等について、適宜、周知を行うものと考えます。</p>
7	7	6	1件	<p>「Coの上限値を、都府県が定めたCo値のうちの最大値まで引き下げる」ことについては、見かけ上、規制強化と受け取られ、都府県によっては更なる規制強化が必要と解されることも懸念されるため、10頁「1 東京湾等（1）設定の趣旨」に記載の「今回の見直しは現状よりも悪化させないなどの趣旨で行うもの」という考え方を、都府県に十分に周知いただきたい。</p>	

番号	該当部		意見数	意見の概要	総量規制基準専門委員会の見解
	頁	行			
V 総量規制基準の設定方法					
8	8	12	1件	<p>「時期区分」の文章については、次回の在り方委員会で検討すべき内容ではないか。 <理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「CODのCo について、排水の実態や処理技術の状況等を考慮した上で、Ci 又はCj と同値となるように順次見直していく。なお、特定施設又は処理施設を更新した場合の適切な取扱いについて、今後検討していく。」との記載があるが、本委員会は、第7次水質総量削減の在り方にに基づき、今次のCOD等の総量規制基準の設定方法について諮問を受けたものであり、第7次で設定しない事項についての記載は不要ではないか。Co値の順次見直し及び特定施設の更新に関する方針は、平成26年度以降の水質総量削減の在り方の中で議論する内容と考える。なお、本文を残すのであれば、第7次の期間内に各自治体が本内容に基づき、段階的な見直しを行わないよう周知をお願いしたい。 	<p>「時期区分」については、総量規制基準の制度の一部をなす事項であることから、本委員会での検討対象範囲であると考えます。</p> <p>ご指摘を踏まえ、本検討結果の趣旨がより明確になるよう、報告書p. 8～9「V 総量規制基準の設定方法」の1（1）、2（3）の記述を修正しました。</p> <p>なお、環境省が、今後、第7次水質総量削減に必要な手続きを進めていく中で、本検討結果の趣旨等について、各都府県に対し、適宜、周知を行うものと考えます。</p>
9	8	12	4件	<p>「CODのCoについて、排水の実態や処理技術の状況等を考慮した上で、Ci又はCjと同値となるように順次見直していく。」としているが、特定事業場からの汚濁負荷は既に相当に削減が進んでおり、これ以上のCo値の見直しは不要である。 <理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回専門委員会の資料2-1、資料2-2で示されているとおりCODの汚濁負荷については、6次におわたる規制強化により既に指定地域に対する事業場からの負荷量は昭和54年と平成21年を比較すると東京湾で36%に、伊勢湾で54%に低減されている。総量規制対象の大規模事業場からの負荷量の割合は東京湾で10%、伊勢湾で23%、大阪湾で10.5%程度となっており、今後の負荷低減対策は負荷量の大きい生活排水等の未規制部分の対策や、「第7次水質総量削減の在り方について」の答申において明示してある、「海底の底質から窒素・りんが再び溶出」等に対する対策を主体とすべきで、既に対策が取られた特定事業場に対する規制強化は効果的では無い一方、事業者に対し経済的負荷をかけることになる。 ・p10（1）設定の趣旨で「現状よりも悪化させないなどの趣旨で行う」ということであっても、既に現時点でも今までの国による法改正、各関係都府県は総量削減計画の設定、また条例による総量規制値（Co値）の設定により、汚濁負荷の低減がはかられており、そのような状況において、現状非悪化は担保されるものと考えられ、国によるCo値の順次の見直しが必要かは疑問である。 	<p>CODのCo値については、今回の見直しにおいても、一部業種等区分において、Ci等と同値となるよう見直しを行ったところです。</p> <p>時期区分については、長年にわたる技術の進展により、汚濁負荷発生が少ない製造方法や優れた排水処理方法が登場してきており、以前より排水水質は確実に向上してきていると考えられることから、現状より悪化させない観点から、排水の実態や処理技術の状況等を考慮し適切な設定が行われるよう、引き続き検討が必要と考えます。</p>

番号	該当部		意見数	意見の概要	総量規制基準専門委員会の見解
	頁	行			
10	8	14	4件	<p>特定施設、処理施設の能力変更を伴わない更新については、現状ではC値、Q値、L値を従前のままの数値が付与されている状況であり、引続き同様の措置をお願いしたい。</p> <p>また、もし答申案にあるように更新時の取扱いについて検討を実施する場合には、特定事業場における運用等を十分考慮して事業者に過剰な負担を与えることが無きよう検討願いたい。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総量規制基準専門委員会（第3回）の資料2においては、「2.「0」が適用されている施設が配慮されている具体例」として特定施設と処理施設の例が単純化して記載し、説明がなされているが、多くの特定事業場では複数の特定施設から排出される水を一つの排水処理設備で処理しており、一つの特定施設の規模・能力を変えない更新は排水処理設備の更新を伴わない。また、能力変更を伴わない特定施設の更新まで排水処理設備の能力増強が必要となると、事業者の負担増につながり、事業者の設備更新の意欲・機会に対する足枷となりかねない。また、排水処理設備を更新する場合においても、更新により規制値が強化されるようなことになれば、事業者としては排水処理設備の更新についても追加の対策・投資をしなくてはならず事業者の更新意欲・機会に対する足枷となりかねないため、そのような規制強化については、避けるように願いたい。 	<p>時期区分における特定施設又は処理施設更新時の取扱いについては、今後検討していくとしたところであり、検討の際には、ご指摘の内容について十分参考にさせていただきます。</p>

番号	該当部		意見数	意見の概要	総量規制基準専門委員会の見解
	頁	行			
VI 都府県が総量規制基準を定める際の留意事項					
11	9		5件	<p>今回の見直しは、6次までの総量規制基準の適用により、かなりの改善が図られてきており、これまでの取り組みを継続していく必要があるという考えに基づき、現状よりも悪化させないという趣旨で行うものであることから、基本的には、現状の総量規制基準に各自治体が上乘せ設定の設定をする必要はないと考える。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害防止協定で、別途、総量規制が定められており、現状を維持できる状況となっていると考えるため。 	<p>今回の見直しは、在り方答申を踏まえ、現状より悪化させない等の観点から行うものです。</p> <p>総量規制においては、環境大臣が総量規制基準のC値の範囲を定めた後、その範囲内で各都府県がC値を設定することとなります。上乘せとは、都府県によるC値の見直しのことを言われていると考えますが、今後、各都府県でC値を設定する際には、あり方答申や本報告書案の趣旨に十分留意し、かつ、各事業場の実態を十分把握したうえで、適切なC値の設定が行われるよう、VIとして、「都府県が総量規制基準を定める際の留意事項」について記載したところです。</p> <p>なお、環境省が、今後、第7次水質総量削減に必要な手続きを進めていく中で、各都府県に対し、本検討結果の趣旨等について、適宜、周知を行うものと考えます。</p>
12	9		5件	<p>今回の見直しは、関係自治体のより厳しい規制を考慮し、取り込んだものであることから、各関係自治体が総量規制値を決めるに当たり、上乘せ規制で自治体が勝手に強化をするようなことをしないよう指導して頂きたい。</p> <p>通例として、国が設定した値に対して、自治体が独自に更に厳しい値を設定することが採られてきたが、今回仮にそのような動きが一部自治体あるならば、国としては十分な指導を行い、国全体としてばらばらの動きをしないよう、指導力を発揮して戴きたい。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・p. 5「3. C値の範囲の検討」において、各自治体の現状の上乗せ基準値を取り込んで規制値を検討している。 	

番号	該当部		意見数	意見の概要	総量規制基準専門委員会の見解
	頁	行			
13	9		6件	<p>今回のC値見直しについては地方行政の担当者に対し、十分その趣旨を周知するとともに、各特定事業者の事業形態等を十分考慮するよう周知し、事業者に対する過剰な規制強化がなされぬように配慮願いたい。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本文7頁6行目にあるように、今回の見直しでは都府県の最大値までCo値を引き下げていることにより、見掛け上、規制強化と受け取られ、都府県においてさらに総量規制基準を引き下げることが懸念される。そのため、留意点として示されているように、現状よりも悪化させない趣旨を周知し、都府県において総量規制基準を引き下げることがないよう徹底していただきたい。 ・p.10の(1)設定の趣旨において、「在り方答申では、指定地域内事業場に係る汚濁負荷量に関しては6次にわたる総量規制基準の適用によりかなりの削減が図られてきており、こうした実績を踏まえ、処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要がある」「今回の見直しはこうした考え方に基づき現状よりも悪化させないなど趣旨で行うものである。総量規制基準の設定については、このことに十分留意する必要がある。」とあるが、地方行政の担当者においては、至近においても負荷量を減らすような指導を過剰にする場合があり、今回の改正については、地方行政の担当者に対し、上記記載内容の周知を十分に実施し、事業者に対する過剰な規制強化がなされぬように配慮願いたい。 ・平成22年3月の中央環境審議会答申「第7次水質総量削減の在り方について(答申)」では、総量規制基準の対象とならない事業場等に関する対策と、対象となる事業場に関する取組を区別して述べている。また、平成22年11月26日公表された平成21年度公共用水域水質測定結果によれば、指定水域の汚濁負荷量は類型により異なる。指定地域内事業場に係る汚濁負荷量は、これまでの取組により、かなりの削減が図れている実績がある。その上で、今回の総量規制基準の設定方法は、現状よりも悪化させない趣旨で見直されている。さらに、今までの自治体の最大値を参考にしており、総量規制基準において自治体が更に上乘せの設定をする必要性は無い。 	意見番号11,12に対する見解に同じ。
14	10		1件	<p>大阪湾を除く瀬戸内海については、東京湾等の他の指定水域と比較して良好な状態にあることから、現状の総量規制基準に各自治体が上乘せの設定をする必要はないと考える。</p>	

番号	該当部		意見数	意見の概要	総量規制基準専門委員会の見解
	頁	行			
15	9		1件	<p>同一海域に対する負荷量削減は関係都府県が同じ考え方の下に包括的に進めるべき課題である。したがって、総量規制基準の設定にあたっては、都府県の考え方にバラツキが生じないように国がその妥当性を評価し、指導していただきたい。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総量規制基準の都府県によるバラツキは、(i) 地域間における産業の競争環境が阻害される、また、(ii) 最小値の都府県の基準が他県に波及する等の問題を惹起する可能性がある。 	<p>総量規制基準設定においては、各関係都府県に共通で適用するC値の範囲を環境大臣が定めることとなっており、都府県間で極端なバラツキが生じないようにしています。ただし、このC値の範囲は、在り方答申を踏まえ、海域の状況に応じて、東京湾・伊勢湾・大阪湾と、大阪湾を除く瀬戸内海の両者においては差異が生じうるものとして設定されることが合理的と考えています。</p>
16	9	16	1件	<p>瀬戸内海においては、窒素及びりんごのC値の下限・上限を上げる措置が必要ではないか。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6次のままでは、瀬戸内海の状況が改善されることなく、現状が続くことを意味しているため。 	<p>在り方答申において、大阪湾を除く瀬戸内海については、「生活排水対策を進めるとともに、従来の工場・事業場の排水対策等、各種施策を継続して実施していく」とされており、本委員会においては、大阪湾を除く瀬戸内海についてのC値の範囲は第6次のままとし、変更は行わないこととしたところです。</p> <p>なお、環境省からは、富栄養化が解消された閉鎖性海域における栄養塩類の管理のあり方等について検討しているところと聞いています。</p>
17	10		1件	<p>本報告案では大阪湾を除く瀬戸内海については「C値の範囲を変更しないこと」として、都府県が行う「総量規制基準の設定については、このことに十分留意する必要がある」と書かれているが、この表現では曖昧さが拭えない。</p> <p>したがって、都府県が行う「総量規制基準の設定については、現在の総量規制基準を強化しない」というように記載していただきたい。</p>	<p>総量規制基準については、水質汚濁防止法に基づき、環境大臣が定める範囲内で都府県知事がC値を設定するとなっているところであり、ご提示の修正案のような記載は困難と考えます。</p> <p>本委員会としては、今後、各都府県でC値を設定する際には、あり方答申や本報告書案の趣旨に十分留意し、かつ、各事業場の実態を十分把握したうえで、適切なC値の設定が行われるよう、VIとして、「都府県が総量規制基準を定める際の留意事項」について記載したところです。</p>

番号	該当部		意見数	意見の概要	総量規制基準専門委員会の見解
	頁	行			
18	10	13	1件	<p>窒素・りんについて、全窒素・全りんでの評価を行っているが、これらについて無機態及び有機態といった窒素形態別での評価も必要ではないか。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海においては、近年全窒素は横ばいで推移していますが、海藻等が利用できる無機態窒素は確実に減少している。各事業場における規制が厳しくなり、処理において取り除きやすい窒素（無機態・分解されやすい有機態）ばかりが減り、排出される有機態窒素は分解され難いものが多くなっているのではないかと想像される。これらの窒素形態の変化を調査し、海にとって有益な窒素・りんが多くなるような対策が必要と思われる。 	<p>本委員会は総量規制基準の設定方法について検討を行っているものであり、ご意見は本委員会の所掌外となりますが、環境省からは、閉鎖性海域における栄養塩類の管理のあり方等について検討しているところと聞いています。</p>
19	10	17	1件	<p>「水量」の規制を自治体単位で定められることの無いよう指導をお願いしたい。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体が排水量の規制を行う際に自治体により考え方が異ならないようご指導をお願いしたい。 	<p>総量規制は、指定地域内事業場からの汚濁負荷量について規制基準を設定するものであり、水量自体を規制するものではありません。</p>
20	10	18	1件	<p>「景気回復等による水量の増加」も追記願いたい。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水量は生産量に比例する設備が多く、容易に削減できない事業場が多数ある。汚水の再生利用等により排出水量の削減は可能だが、景気回復に伴う生産量の増加が生じた場合、再生利用等だけでは賅いきれない場合も予想されるので、濃度の増加だけでなく、水量の増加についても留意するよう追記していただきたい。 	<p>総量規制基準の算定において、水量は各事業場からの届出最大排水量を用いることとなっており、景気回復等による水量の増加を見込んだものと考えます。その上で、今後、各都府県がC値を設定するに当たっては、その見直しが排出負荷量として遵守可能かどうかという観点から検討を行うことが適当であると考え、本報告書案では、各事業場の実態を十分把握したうえで、適切なC値の設定が行われるよう、VIとして、「都府県が総量規制基準を定める際の留意事項」について記載したところです。</p>

番号	該当部		意見数	意見の概要	総量規制基準専門委員会の見解
	頁	行			
別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲					
			なし		
別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲					
21	13		6件	<p>173項の備考(2)、180項の備考のCno上限値については、該当事業所の水質実態及び排出負荷量実態を考慮の上、生産変動への対応等も考慮して、現状維持としていただきたい。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社事業所のひとつでは、特定排出水の業種区分として173項の備考(2)、180項の備考、その他の業種等の複数の業種区分を有しているが、従来より自治体が定める特定排出水の区分毎のC値については、単に個別排出水毎の水質実績だけでなく事業所全体の負荷総量とのバランスを勘案して設定されている。今回の個別特定排出水毎の水質評価による見直しでは、当該事業所の総量規制の実態が反映されていないと思われることから、事業所の実態を十分考慮していただきたい。 ・ステンレス硝酸酸洗排水の負荷は日毎の変動が大きく、今回の規制基準の見直しは今後の生産変動に対する対応を困難とするものである。 ・ステンレスの硝酸酸洗を有する他の2業種(178項の備考、179項の備考)については、同様の生産形態で同様の窒素負荷の排出工程を有するにもかかわらず、今回は見直しの対象とはなっていない。 ・173項の備考(2)、180項の備考について見直しの対象とされた場合、178項の備考、179項の備考が見直しの対象に該当しないにもかかわらず、都府県が硝酸酸洗工程を有する業種区分であることから、事業者に対して意味のない規制強化を行うことが懸念される。 	<p>173項の備考(2)、180項の備考について、実際の事業場における水質の実態に関し、事業者から工程別に詳細な水質データ提供を受け、また、事業場におけるこれまでの水処理工程の改善経緯も聴取し、あらためて当該業種等区分におけるC値範囲案の妥当性を検討した結果、本来的に窒素負荷の高い硝酸酸洗工程を有すること、同工程を有する事業所は他の業種等区分を含む複数の工程を有すること、現状でも総量規制基準を遵守するために製造を制限しなければならない日がある実態であり将来的な生産量変動への対応が既に困難な状況にあること等も勘案し、当該業種等区分に係るC値範囲については、第6次のまま見直さないこととしました。</p>
別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲					
			なし		

番号	該当部		意見数	意見の概要	総量規制基準専門委員会の見解
	頁	行			
その他（水質総量削減制度全般について）					
22			1件	<p>現在の広い海域を対象とした総量規制制度は、役割を終了したと考えられる。</p> <p>5年後の見直しに向け、現在の総量規制制度を発展的に解消し、課題の残る地域において、地域に密着し、地域の特性を生かした、より機動的に環境対策を推進できる体制づくりを検討すべき。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総量規制制度は開始から30年以上が経過しているが、COD環境基準値に未達成ということで規制が延々と継続されてきた。現状を精査すると、極めて高い清澄度を要求するA、B海域の一部が未達成ではあるが、汚染が深刻であったC海域については100%達成している。一方で、C海域を含む沿岸海域において局所的に問題が残っている事も確認できていることから、従来とは別の観点からの対応策が求められると考えられるため。 	<p>在り方答申では、陸域からの負荷削減が直ちに水質に反映されない原因は、底質に蓄積された栄養塩の影響が大きく、これまでの負荷削減により底質の状況は改善方向に向かい、これからは水質も改善されていくとしており、平成26年度を目標年度として、第7次水質総量削減を実施することが適当との考え方が示されたところです。</p> <p>第7次水質総量削減期間中は、その効果を的確に把握・分析し、5年後の見直し内容に活かしていくことが重要と考えており、ご意見の内容についても参考にさせていただきます。</p>
23			1件	<p>総量規制基準は閉鎖性水域の水質保全の点から、汚濁負荷総量の中での規制部分を規定することになるが、今般の議論は海域の「非悪化」の点から検討されたと考えられる。</p> <p>しかしながら、多様な要素により構築されている海域環境では、過去6次にわたる規制の中で種々の弊害も認められてきており、今後は、先の在り方委員会等で議論されたように、(i)生活系、其の他系等の改善、(ii)干潟等整備、浚渫跡地の改善等を強力に推進するよう関係官庁を指導すると共に、その進捗・結果を総合的に評価し、更なる施策を検討するPDCAサイクルを廻す仕組みを関係官庁間で構築されることを要望する。</p>	<p>在り方答申においては、ご指摘の生活排水対策等の各発生源の対策や干潟整備等の取組についても示されているところであり、ご意見も参考に、今後環境省と関係省庁が連携し、第7次水質総量削減に適切に取り組んでいくものと考えます。</p>